感染症による出席停止について

樟南高等学校

1　出席停止の連絡について

医師から以下の感染症の診断を受けましたら，速やかに担任または学校へ連絡をお願いします。安心安全メールでの連絡でも構いません。

○　登校再開時の提出書類について（次のいずれかをクラス・名前を書いて担任へ提出）

- 感染症の検査結果が分かるもの（診断書は必要ありません）
- 薬の説明書の写し
- お薬手帳の写し

2　学校において予防すべき感染症とその出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第１８・１９条）

区分	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），中東呼吸器症候群（MERS），鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し，かつ，症状軽快後１日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス、パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎 その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊　第二種において，病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りではない。

※　その他の感染症は，学校で感染症が流行した場合にその流行を防ぐため，必要があれば第三種として，学校医またはその他の医師の判断で出席停止になります。

※　感染の状況により学校医などの判断で出席停止になる感染症例

【溶連菌感染症，マイコプラズマ感染症，ノロウイルスなどの感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）等】